

議案第14号

清水町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出

清水町長 阿部一男

清水町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険基金条例（昭和61年清水町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 国民健康保険税の著しい上昇の抑制その他国民健康保険の健全な財政運営に資するため、清水町国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条中「うちから2分の1以上」を「全部又は一部」に改め、同条ただし書を削る。

第6条を次のように改める。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的のために使用する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。